

# 香川県報



第 26 号

平成 17 年

4 月 1 日（金曜日）

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

● 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更	（政 策 課）	一
○ 有害図書 の 指定	（青少年・男女共同参画課）	二
○ 公印の新調	（法務文書課）	二
○ 介護保険法の規定による事業者の指定	（長寿社会対策課）	三
○ 指定管理者の指定	（経営支援課）	三
○ 公印の新調	（土地改良課）	四
○ 公印の廃止	（土木監理課）	四
○ 公印の新調	（ ）	四
○ 道路の区域変更	（道路保全課）	四
○ 道路の位置指定	（建 築 課）	四
● 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	（審 査 課）	五
公 告		
○ 指名競争入札の実施	（情報政策課）	六
○ 平成十七年度調理師試験の実施	（健康福祉総務課）	六
○ 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告	（経営支援課）	七
○ 土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	七
○ 土地改良事業の認可	（ ）	八
○ 土地改良区の役員の就退任の届出	（ ）	九

○ 土地改良事業の工事完了の届出  
 ○ 県営土地改良事業計画の変更に係る概要公告について  
 ○ 一般競争入札の実施  
 ○ 開発行為に関する工事の完了

（土木監理課） 一〇  
 （建築課） 一一

## 告 示

### ●香川県告示第二百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更について次のとおり告示する。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に静岡市を加える。

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「さいたま市」の下に、「静岡市」を加える。

附 則

この規約は、平成十七年四月一日から施行する。

### ●香川県告示第二百三十号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定書 番号	指定 年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
		図 書				

38	雑誌	ビデオメイト DX 4月号 (Vol.16)	17655-04	(株)コアマガジン
39	雑誌	@BUNTA 4月号	11537-04	〃
40	雑誌	CANNABIS HIGH BURST 3月号増刊	17484-03	〃
41	雑誌	ザ・ベスト MAGAZINE 4月号 (NUMBER-251)	14003-4	(株)ベストセラーズ
42	雑誌	MenFreiBOMBER 4月号 (NUMBER-047)	08513-04	〃
43	雑誌	GRACE 4月号 (NO.200)	03289-04	〃
44	雑誌	Suppin SP EVO 4月号	05463-04	英知出版(株)
45	雑誌	ビデオボーイ 4月号 (No.252)	07679-4	〃
46	コミック誌	ウノーA組 マガジン Wooooo 1 4月号増刊	08398-04	(株)マガジン・マガジン
47	雑誌	Celeb girls ウノーB組 4月号増刊 (VOL.017)	11804-04	〃
48	雑誌	海賊 N.O.1 4月号	02461-4	(株)竹書房
49	雑誌	爆写 本当にあった秘密の 話 本当にあったみだらな話 4月号増刊 (VOL.2)	18118-4	(株)岩尾悟志事務所
50	コミック誌	レディースコミック・タジー 4月号 (no.152)	19673-04	三和出版(株)
51	雑誌	G-men 4月号 (No.109)	05265-4	(株)ジープロジャケット
52	コミック誌	COMIC ポプリアクラ 4月号	13864-4	(株)晋遊社

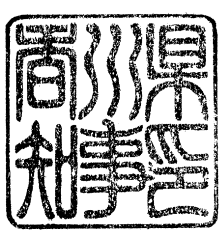
平成十七年三月二十五日

内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。

53	雑誌	ADULT&SEXY コミック if 3月号	19615-3	(株)セゾン新社
54	雑誌	デジ mix DVD 4月号	68449-50	(株)大洋図書
55	雑誌	Badi 4月号	07579-4	テラ出版
56	雑誌	新妻が好きッ！ GOKUH 4月号増刊 (VOL.4)	03798-04	(株)バウハウス
57	雑誌	GIGA DEEPER VOL.01	68292-97	ライオンエー出版(株)
58	雑誌	BREAKGAL 4月号 (VOL.053)	07877-4	雄出版(株)
59	雑誌	カルビ POWER 4月号	02591-04	若生出版(株)

●香川県告示第二二二二二二号  
法務文書課長が保管責任者である香川県知事印を平成十七年四月一日次のとおり新調した。  
平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀



香川県知事印

●香川県告示第二二二二二二二号  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	三七七〇二 〇〇六七七	丸亀市社会福祉協議会 飯山支所 丸亀市飯山町下法軍寺 五八一番地一飯山総合 保健福祉センター	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービス の種類
	三七七〇二 〇〇六八五	丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一 番七号丸亀市保健福祉 センター	社会福祉法人丸亀市社 会福祉協議会 会長 新土光夫 丸亀市大手町二丁目一 番七号	〃	訪問介護 訪問入浴 介護 居宅介護 支援
	三七七〇二 〇〇六九三	丸亀市社会福祉協議会 綾歌支所 丸亀市綾歌町栗熊西七 八二番地綾歌保健福祉 センター	社会福祉法人丸亀市社 会福祉協議会 会長 新土光夫 丸亀市大手町二丁目一 番七号	〃	〃

●香川県告示第百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項及び香川県産業  
交流センター条例（平成五年香川県条例第二十六号）第三条第二項の規定に基づき、平成  
十七年三月二十四日指定管理者を次のとおり指定した。

平成十七年四月一日

一 公の施設の名称

香川県産業交流センター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 穴吹エンタープライズ株式会社

主たる事務所の所在地 高松市福田町二一番地一

三 指定の期間

香川県知事 真 鍋 武 紀

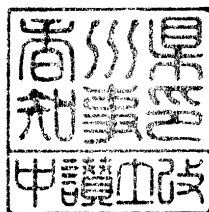
平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

●香川県告示第百三十四号

香川県中讃土地改良事務所長が保管責任者である香川県知事印を平成十七年四月一日次  
のとおり新調した。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀



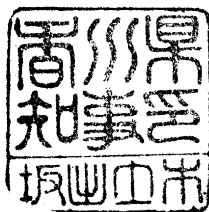
香川県知事印

●香川県告示第百三十五号

香川県坂出土木事務所長が保管責任者である香川県知事印並びに香川県坂出土木事務所  
長、香川県善通寺土木事務所長、香川県坂出土木事務所出納員及び香川県善通寺土木事務  
所出納員の使用していた次の公印を、平成十七年三月三十一日限り廃止した。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀



一 香川県知事印

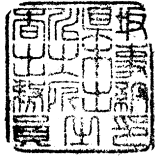
二 香川県坂出土木事務所長印



三 香川県善通寺土木事務所長印



四 香川県坂出土木事務所出納員之印



五 香川県善通寺土木事務所出納員之印

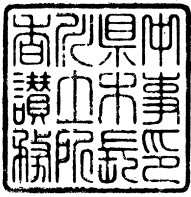


●香川県告示第二百三十六号

香川県中讃土木事務所長及び香川県中讃土木事務所出納員の使用する公印を、平成十七年四月一日次のとおり新調した。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀



一 香川県中讃土木事務所長印

二 香川県中讃土木事務所出納員之印



●香川県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年四月一日から同月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 丸亀詫間豊浜線（二十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
仲多度郡多度津町大字東白方堂の 前四三一番一地从先から	二六・〇	五〇・〇	}	六一	多度津町道 移管による 不用物件化
	二六・〇	四二・〇			
仲多度郡多度津町大字東白方堂の 前四三八番一地从先まで				六一	

●香川県告示第二百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 長土指道 第十七号
- 二 指定年月日 平成十七年三月十五日
- 三 指定道路の位置 東かがわ市落合七二九―二
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・五〇メートル  
延長 六一・九七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第二百三十九号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表坂出東部支店の項中「中讃農業改良普及センター、坂出土木事務所」を「中讃土木事務所」に改め、同表善通寺支店の項中「西部家畜保健衛生所」を「中讃農業改良普及センター、西部家畜保健衛生所」に改め、「善通寺土木事務所」を削る。

公 告

●香川県告示第二百一十号

次のとおり指名競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられる香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公示する。

なお、本公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 1 借入件名及び数量 給与システム機器 一式
- 2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十七年九月一日から平成二十二年八月三十一日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において本公告日現在A級に格付けされている者であること。
  - 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
  - 4 本公告に示した調達物品に係る県への納入実績があり、指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
  - 5 本公告に示した調達物品に係る迅速な保守サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 三 指名されるために必要な要件
- 入札に参加を希望する者であつて県へのクライアント・サービスの納品の実績のない者にあつては、二の4及び5並びに仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十七年四月十五日午後三時までに四の1の場所に提出し、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県政策部情報政策課 電話番号〇八七―八三二―三二一四
- 2 契約の内容を示す日時及び場所  
平成十七年四月五日午前十時  
高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課
- 3 入札及び開札の日時及び場所  
平成十七年五月十二日午前十時  
香川県庁舎北分館四階第九会議室

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除
- 3 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。
- 4 入札又は開札の取消し又は延期  
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- 5 落札者の決定方法  
規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 6 落札の無効  
落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない

事由がある場合は、この期間を延長することができる。

- 7 予約完結権の譲渡  
落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。
  - 8 契約書作成の要否 要
  - 9 その他 詳細は、入札説明書による。
- 六 Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be leased: Client-server system applied to Salary-calculating system 1 set
  - 2 Time-limit for tender: 10:00 May 12,2005
  - 3 Contact point of the notice: Information Policy Division, Policy Planning Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan, 760-8570. TEL 087-832-3141
- 香川県公告第二百十二号
- 調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第一項の規定による平成十七年度調理師試験を次のとおり実施する。
- 平成十七年四月一日
- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 試験の日時  
平成十七年六月二十六日（日曜日）午前九時三十分から正午まで
  - 二 試験場所  
高松市番町三丁目一番一号 香川県立高松高等学校
  - 三 受験資格  
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者又は調理師法附則第三項に規定する者で、次に掲げる施設又は営業において一年以上調理の業務に従事したものの
  - 1 継続して一回二十食以上又は一日五十食以上の飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設
  - 2 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号、第十四

号又は第三十二号に掲げる営業

四 受験願書の受付期間等

平成十七年五月十六日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

なお、郵便等により送付する場合は、受付期間の末日までの消印（これに準ずるものを含む。）のあるものに限り受け付ける。

五 受験願書の交付場所

香川県東讃保健福祉事務所、香川県中讃保健福祉事務所、香川県西讃保健福祉事務所、香川県小豆総合事務所、高松市保健所又は香川県健康福祉部健康福祉総務課

六 受験手数料

六、一〇〇円

六、一〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験願書にはり付け、消印はしないこと。

七 受験願書の提出先

1 県内居住者 香川県東讃保健福祉事務所、香川県中讃保健福祉事務所、香川県西讃保健福祉事務所、香川県小豆総合事務所又は高松市保健所

2 県外居住者 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県健康福祉部健康福祉総務課

電話番号〇八七―八三二―三二七三

八 合格者の発表

平成十七年七月八日（金曜日）午前十時に合格者の受験番号を香川県庁東館玄関前掲示板及び受験願書の提出先に掲示するとともに、合格者に対して合格通知書を送付する。

九 受験手続等に関する問い合わせは、受験願書の提出先に行うこと。

●香川県公告第二百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第五百四十八号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン高松 高松市上天神町高田三一四番地一ほか  
三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし  
四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所  
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年四月一日（金曜日）から同年五月二日（月曜日）まで

●香川県公告第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月十七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年四月七日から同月二十七日まで縦覧に供する。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
仲南町	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）下池地区	仲南町建設水道課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中山地	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）夫婦池地	〃

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 宮田地 区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 糸池地 区	〃

●香川県公告第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月十八日認可した。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業山田地地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業松池地区
〃	単独県費補助土地改良事業由良地区
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業こうもり池地区
〃	単独県費補助土地改良事業山池地区
〃	単独県費補助土地改良事業大谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業石舟東地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業南下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業赤羽根地区
〃	単独県費補助土地改良事業平田地地区

〃	単独市費補助土地改良事業一ノ坪地区
〃	単独県費補助土地改良事業西吉田地区
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業木出池地区
〃	単独県費補助土地改良事業神在下池地区
高松市川添土地改良区	単独市費補助土地改良事業本村地区
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業成合地区
〃	単独県費補助土地改良事業岡本地区
〃	単独県費補助土地改良事業一宮地区
〃	単独県費補助土地改良事業奈良須地区
〃	単独県費補助土地改良事業世中地区
〃	単独県費補助土地改良事業池内地区
〃	単独県費補助土地改良事業三軒屋地区
〃	単独県費補助土地改良事業野田地地区
〃	単独県費補助土地改良事業中間地区
〃	単独県費補助土地改良事業重元地区
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業寺の前地区
〃	単独県費補助土地改良事業南天枝地区
〃	単独県費補助土地改良事業蓮池地区
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業山下地区





地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行つた者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業	川間四号地区	平成一七、二、一五

●香川県公告第二百十八号

経営体育成基盤整備事業（山田地区）の事業計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により公告する。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更後の土地改良事業計画の概要及びその他必要な事項次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を綾上町建設土木課において平成十七年四月八日から同月十三日まで備え置く。）

●香川県公告第二百十九号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 1 借入物件名及び数量 建設工事管理システム運用機器 一式
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 設置場所 仕様書による。

4 納入期限 平成十七年五月三十一日

5 借入期間 平成十七年六月一日から平成二十二年四月三十日まで

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十七年四月二十二日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 本公告に示した調達物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

6 本公告に示した調達物品に係る迅速な保守サービス体制が整備されていることを証明した者であること。

7 本公告に示した調達物品の種類及び規模をほぼ同じくする物品の納入実績があること。

三 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

1 入札説明書の交付  
平成十七年四月一日から同月五日まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く午前八時

三十分から午後五時まで)

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部土木監理課契約・建設業グループ 電話番号〇八七―八三―一三五〇六(ダイヤルイン) F AX番号〇八七―八三四―五三七四

2 入札説明会の日時及び場所

平成十七年四月五日午後二時

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁東館五階会議室

四 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5、6及び7の要件を満たすことを証明する書類を平成十七年四月二十二日午後三時までに、三の1に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十七年四月二十七日までに通知する。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所

三の1に示す場所。ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合にあつては、3に記載した日時及び場所による。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否

可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されたものに限る。(郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十七年五月十日午後五時までとする。)

3 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十七年五月十一日午後二時

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階入札室

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be leased:

Computer for Construction work management system 1 set

2 Time-limit for tender: 2:00 p.m., May 11, 2005 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., May 10, 2005)

3 Contact point for the notice: Civil Engineering Administration Division, Civil En-

gineering Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3506

4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

●香川県公告第二百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丸亀市飯山町下法軍寺字岡二八一、三〇一一、三二及び三三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
丸亀市飯山町下法軍寺四四〇 竹田政彦